

## 呉地域オープンカレッジネットワーク会議 地域活性化研究助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉地域オープンカレッジネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）に所属する高等教育機関（以下「所属機関」という。）の学生と先生（教授・教員等）が取り組む呉地域の活性化研究を支援するための助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象等)

第2条 助成の対象となる地域活性化研究は、次の各号のいずれにも該当するもので、所属機関間での共同研究も対象とする。

- (1) 所属機関の学生と先生等がグループで行う呉地域の活性化研究
- (2) 申請年度内に終了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は特定の営利目的で実施されるもの
- (2) その他ネットワーク会議会長（以下「会長」という。）が適当でないと認めるもの

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 地域活性化研究の遂行に必要な消耗品費、謝金、印刷製本費、使用料、賃借料、旅費及び備品購入費等の活動費とする。ただし、人件費、食糧費は助成対象外とする。なお、旅費及び備品購入費のみの申請も助成対象外とする。
- (2) その他会長が適当であると認める経費

(助成金額)

第4条 助成金の額は、1件につき30万円を上限とし、助成対象事業の遂行に必要であると認められる経費を予算の範囲内で助成する。

(募集及び選考)

第5条 地域活性化研究助成の募集は、年1回とし、申込みをしようとする者は、所定の期間内に地域活性化研究助成金申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 前項規定による申込みがあった地域活性化研究については、書類審査を行い、その結果を地域活性化研究助成選考通知書（様式第2号）により申込者に通知するとともに、呉市ホームページ等で公開する。

(交付申請及び決定)

第6条 助成の決定を受けた者は、地域活性化研究助成金交付申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、交付すべきであると認めた

ときは、助成金の交付を決定し、地域活性化研究助成金交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

（地域活性化研究の変更等）

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該助成対象の地域活性化研究を変更し、又は中止しようとするときは、地域活性化研究助成事業計画変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を行ったときは、助成金の交付の決定の変更又は取消しを地域活性化研究助成事業計画変更決定通知書（様式第6号）により、変更申請者に通知するものとする。

（実績の報告等）

第8条 助成金の交付決定者は、当該助成対象の地域活性化研究が完了したときは、速やかに地域活性化研究実績報告書（様式第7号。以下「報告書」という。）を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

2 助成金の交付決定者は、会長が定める所定の日の地域活性化研究報告会に参加しなければならない。

3 会長は、当該助成対象の地域活性化研究の成果を研究者の承諾を得て、公表できるものとする。

（額の確定及び交付等）

第9条 会長は、報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、交付するものとする。

2 助成金の交付決定者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、地域活性化研究助成金（概算払・前金払）交付請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

3 会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金を概算払又は前金払により交付することができる。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成12年5月29日から実施する。

改 正

平成13年4月1日

平成16年4月22日

平成19年4月18日

平成20年4月15日

平成21年4月13日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日

令和元年5月16日